

監査報告書

令和 7 年 5 月 30 日

社会福祉法人 秀幸福社会

理事長 中尾 巖 殿

監 事 前 田 一 彦

監 事 古 橋 忠 男

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

自主点検支援業務実施報告書

令和7年6月4日

社会福祉法人 秀幸福社会
理事長 中尾 徹 殿

支援業務実施者

監査法人ユウワット会計社

代表社員 本井啓 治 印



社会福祉法人秀幸福社会より委嘱を受け実施した令和6年度自主点検支援業務の結果は、以下のとおりです。

記

点検項目及びその事項についての所見の詳細等については、別紙を参照ください。

本業務は、貴法人が実施した経理規程等の遵守状況点検項目に対し助言・指導を行うものであり、各項目にかかる貴法人および支援業務実施者の所見記載事項は、業務実施の過程で発見したものであり、当該記載事項が貴法人における全ての問題点を網羅していることを保証するものではありません。また、当該業務の結果として貴法人の業務運営の適正性、計算関係書類及び財産目録の適正性を保証するものではありません。

この報告書は、貴法人の内部での利用を前提に作成しておりますので、上記以外に利用される場合には事前に支援業務実施者の了解を得ていただく必要があります。

以 上

1. 自主点検支援業務の対象期間及び拠点・サービス区分

(1) 対象期間	令和5年度	(令和6年4月1日から令和7年3月31日)
(2) 対象拠点及びサービス区分		
拠点区分	サービス区分	
法人本部		
ちとせ学院		
ちとせ学院めぐみの森		
ちとせ学院 Due 南茨木		
ちとせ学院 Tre 保育園		
庄栄エルダーセンター	庄栄エルダーセンター 庄栄エルダーセンターデイサービス 庄栄エルダーセンターホームヘルプステーション エルダーケアプランセンター 老人短期入所事業(ショートステイ)	
高槻エルダーセンター	高槻エルダーセンター 高槻エルダーケアプランセンター	
児童デイサービスひまわり		

2. 経理規程(一般)

点検項目	貴法人回答	所見参照番号
(1) 経理規程に作成すべき計算関係書類及び財産目録は記載されていますか。	☒ Yes No NA	
(2) 定款や実態に基づいて経理規程上の事業区分、拠点区分及びサービス区分は設定されていますか。	☒ Yes No NA	
(3) 事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入(収益)及支出(費用)の合理的な按分基準が定められていますか。	☒ Yes No NA	
(4) 統括会計責任者、会計責任者及び出納職員が置かれ、内部牽制に配慮した業務分担となっていますか。	☒ Yes No NA	
(5) 経理規程の改定は法令、通知等に従って適時に行われ、理事会の承認を得て行われていますか。	☒ Yes No NA	
(6) 勘定科目の別表は作成されていますか。	☒ Yes No NA	
(7) 会計伝票等は会計責任者の承認を得ていますか。	☒ Yes No NA	
(8) 寄附はその寄附目的や内容により、適切な拠点区分・サービス区分及び勘定科目に計上され、理事長等の承認を得ていますか。	☒ Yes No NA	
(9) 寄附について、寄附申込書等や寄附金領収書控え等が保管され、台帳や帳簿と照合していますか。	☒ Yes No NA	
(10) 支払いについて、経理規程に従い、適切な承認を得て行なわれていますか。	☒ Yes No NA	
(11) 経理規程において支払期日が定められていますか。また、当該ルールが遵守されていますか。	☒ Yes No NA	
(12) 小口現金の保有限度額は定められていますか。また、当該ルールが遵守されていますか。	☒ Yes No NA	
(13) 月次試算表が作成され、会計責任者、理事長に報告されていますか。	☒ Yes No NA	
(14) 当年度実施された新規借入は、規程等に基づいて適切な承認機関の承認を得て、行われていますか。	☒ Yes No NA	
(15) 有価証券の取得及び処分は、規程等に基づいて適切な承認機関の承認を得て、行なわれていますか。	☒ Yes No NA	
(16) 金融機関との取引の開始又は解約については規程等に基づいて適切な承認を得て、行なわれていますか。	☒ Yes No NA	
(17) 当年度開始されたリース取引について、適切に処理が行なわれていますか。	☒ Yes No NA	
(18) 固定資産の取得又は処分について適切な承認を得ていますか。	☒ Yes No NA	

点検項目	貴法人回答	所見参照番号
(19) 契約について入札や随意契約など必要な手続がされていますか。	☒ Yes No NA	
(20) 契約書の作成が必要な場合、契約書が作成されていますか。	☒ Yes No NA	
(21) 計算関係書類及び財産目録が法人に備え置かれていますか。	☒ Yes No NA	
(22) 経理規程等に従い、金融機関取引印の管理者が定められていますか。	☒ Yes No NA	

3. 経理規程(予算)

点検項目	貴法人回答	所見参照番号
(1)事業計画と予算書は会計年度開始前に必要な承認機関の承認を得ていますか。	☒ Yes No NA	
(2)予算管理責任者は任命されていますか。	☒ Yes No NA	
(3)予備費の計上に関しては、必要な承認機関の承認を得て計上されていますか。	☒ Yes No NA	
(4)経理規程に従って、必要な場合には補正予算が作成され、必要な承認機関の承認を得ていますか。	☒ Yes No NA	

4. 経理規程(決算)

点検項目	貴法人回答	所見参照番号
(1)小口現金、現金残高と帳簿残高の照合について、会計責任者は報告を受け、確かめていますか。	☒ Yes No NA	
(2)預金残高と帳簿残高の照合について、会計責任者は報告を受け、確かめていますか。	☒ Yes No NA	
(3)資産の時価が著しく下落し、減損すべき資産がないか検討した資料がありますか。	☒ Yes No NA	
(4)債権債務の内容について、取引の相手方に対し残高の確認をするか検討した資料がありますか。	☒ Yes No NA	
(5)期限どおりの回収や支払が行なわれていない場合について、一定の基準に従い、会計責任者等に報告がなされていますか。	☒ Yes No NA	
(6)積立資産及び積立金の積立では理事会の承認を得て行なわれることになっていますか。	☒ Yes No NA	
(7)積立資産及び積立金の積立額と取崩額は積立金の積立額と取崩額と同額となっていますか。	☒ Yes No NA	
(8)積立資産の名称は、積立ての目的を明示した名称となっていますか。	☒ Yes No NA	
(9)満期保有目的の債券を有している場合、法人の意思とその能力(満期まで償還がなくても資金繰りに問題がないなど)に関する根拠資料はありますか。	☒ Yes No NA	
(10)満期保有目的の債券以外の有価証券について、時価のあるものについては時価で評価されていますか。	☒ Yes No NA	
(11)固定資産管理責任者が任命され、固定資産管理台帳は作成されていますか。	☒ Yes No NA	
(12)固定資産管理責任者は、年度末現在における固定資産の保管現在高を調査・確認し、固定資産現在高報告書を作成していますか。	☒ Yes No NA	
(13)固定資産について減価償却が行なわれ、固定資産管理台帳の減価償却費・国庫補助金等特別積立金取崩額・各固定資産の残高が計算関係書類の各金額に一致することを確かめていますか。	☒ Yes No NA	
(14)賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金、徴収不能引当金等必要な引当金は計上されていますか。	☒ Yes No NA	

点検項目	貴法人回答	所見参照番号
(15) 基本金の組入れ及び取崩し、国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩し、その他の積立金の積立て及び取崩しは、根拠資料に基づき、適切な承認を得て行なわれていますか。	☒ Yes No NA	
(16) 内部取引は相殺消去されていますか。	☒ Yes No NA	
(17) 該当する事項がない場合、項目名の記載が省略できる注記事項と項目名の記載が省略できない注記事項が区分され、省略できない事項において該当する事項がない場合には、「該当なし」と記載されていますか。	☒ Yes No NA	
(18) 計算関係書類及び財産目録は会計基準の定める様式に従って作成されていますか。	☒ Yes No NA	
(19) 計算関係書類及び財産目録について作成、監査、承認、備置き、所轄庁への届出、公開のスケジュールは決められていますか。	☒ Yes No NA	
(20) 計算関係書類について、整合性がとれていますか。 ① 貸借対照表の貸借の一致 ② 支払資金について資金収支計算書と貸借対照表との整合性 ③ 当期活動増減差額・繰越活動増減差額について、事業活動計算書と貸借対照表の整合性	☒ Yes No NA	
(21) 棚卸資産について明細等との一致を確かめていますか。	☒ Yes No NA	
(22) 債権の免除は理事会等の承認に基づき行われていますか。	☒ Yes No NA	
(23) 毎会計年度において社会福祉充実残額の有無を計算していますか。	☒ Yes No NA	
(24) 社会福祉充実残額がある場合には、社会福祉法 55 条の 2 第 1 項に定める方法により社会福祉充実計画を作成していますか。	☒ Yes No NA	
(25) 資金の弾力運用に関しては、通知等に従った処理が行われていますか。	☒ Yes No NA	
(26) 計算関係書類に係る各勘定科目の金額について主要簿、補助簿と一致していますか。	☒ Yes No NA	

【注 1】上記の各点検項目は、貴法人の回答によるものであり、支援業務実施者が独自に検討したものではありません。

【注 2】貴法人回答欄の記載及び所見について

区分	貴法人回答欄の選択	貴法人の所見記載
貴法人が点検項目に該当する事実があると判断された場合	貴法人が「Yes」又は「No」を選択	所見を記載する場合は、 所見番号を「所見参照番号」欄に記載し、 5. 所見で詳述してください
貴法人が点検項目に該当する事実がないと判断された場合	貴法人が「NA」を選択	

【注 3】支援業務実施者の記載について

貴法人回答又は所見	支援業務実施者の記載
貴法人回答欄に「No」がある場合	5. 所見「支援業務実施者の所見」欄に記載
貴法人回答欄に「Yes」があるが、改善すべき事項ある場合	
5. 所見「貴法人の所見」欄に記載がある場合	

5. 所見

所見番号	拠点区分・サービス区分
	支援業務実施者の所見
	該当事項なし
	貴法人の所見
所見番号	拠点区分・サービス区分
	支援業務実施者の所見
	該当事項なし
	貴法人の所見
所見番号	拠点区分・サービス区分
	支援業務実施者の所見
	該当事項なし
	貴法人の所見

財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書

令和7年6月4日

社会福祉法人秀幸福祉会
理事長 中尾 巖 殿

支援業務実施者

監査法人ユウワット会計社

代表社員 本井 啓治



貴法人より委嘱を受け、令和6年4月1日から令和7年3月31日に社会福祉法人秀幸福祉会において実施した、財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務は下記のとおりです。

記

支援項目及びその事項についての所見の詳細については別紙を参照ください。

本業務は、貴法人における「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を行うもので、所見への記載事項は、業務実施の過程で発見されたものであり、当該記載事項が貴法人における全ての問題点を網羅していることを保証するものではありません。また、当該業務の結果として、貴法人の業務運営の適正性、計算書類の適正性を保証するものではありません。

この報告書は、所轄庁への報告及び貴法人の内部での利用を前提に作成しておりますので、上記以外に利用される場合には、事前に支援業務実施者の了解を得ていただくことが必要です。

以 上

財務会計に関する事務処理体制に係る支援項目リスト

※ 業務の実施にあたっては、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」の「Ⅲ管理３会計管理」についても留意すること。

No.	勘定科目・項目等	確 認 事 項	残高 等	チェック		
				YES	NO	所見
1	予算	収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、定款の定めに従い適切な承認を受けているか。		YES	NO	所見
		予算執行中に、予算に変更事由が生じた場合、理事長は補正予算を作成し、定款の定めに従い適切な承認を受けているか。		YES	NO	所見
2	経理体制	経理規程が制定されているか。		YES	NO	所見
		統括会計責任者や会計責任者が置かれ、それらの者とは別の現金管理責任者（出納職員）が置かれているか。		YES	NO	所見
		定款、法人が行っている事業の実態、法令等の事業種別等に基づき事業区分、拠点区分、サービス区分は適切に設定されているか。		YES	NO	所見
		勘定科目は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別添３に準拠しているか。		YES	NO	所見
3	会計帳簿	正規の簿記の原則に従って適時に正確な会計帳簿を作成しているか。		YES	NO	所見
		計算書類に係る各勘定科目の金額は、主要簿（総勘定元帳等）と一致しているか。		YES	NO	所見
		基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産、無形固定資産）の金額は、固定資産管理台帳と一致しているか。		YES	NO	所見
		計算書類に係る各勘定科目の金額は、補助簿（現金出納帳、棚卸資産受払台帳、有価証券台帳等）と一致しているか。		YES	NO	所見
		経理規程に定められた会計帳簿（仕訳日記帳、総勘定元帳、補助簿及びその他の帳簿）は拠点区分ごとに作成され、備え置かれているか。		YES	NO	所見
4	計算書類等	法人が作成している計算書類は、経理規程と一致しているか。		YES	NO	所見
		決算手続に際して各種機関の監査・承認及び日程等は法令及び定款の定めに従い適正に行われているか。		YES	NO	所見
		計算書類が様式に従って作成されているか。		YES	NO	所見
		貸借対照表上、基本財産として表示されているものは定款の定めと対応しているか。		YES	NO	所見
		貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に表示されているか。		YES	NO	所見
		貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が１年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に表示されているか。		YES	NO	所見
		法人が作成している附属明細書は、経理規程と一致しているか。		YES	NO	所見
		法人全体及び拠点区分ごとに作成すべき附属明細書が全て作成されているか。		YES	NO	所見
		附属明細書が様式に従って作成されているか。		YES	NO	所見
		附属明細書の勘定科目と金額は、計算書類と整合性がとれているか。		YES	NO	所見
		財産目録が記載すべき事項及び様式に従って作成されているか。		YES	NO	所見
		財産目録の勘定科目と金額は、法人単位貸借対照表と整合性がとれているか。		YES	NO	所見

No.	勘定科目・項目等	確認事項	残高等	チェック		
5	資産、負債の基本的な会計処理	資産は、原則として、取得価額（受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額）で計上されているか。		YES	NO	所見
		負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上されているか。		YES	NO	所見
6	収益、費用の基本的な会計処理	収益は、原則として、物品の販売又はサービスの提供等を行い、かつ、これに対する現金及び預金、未収金等を取得した時に計上され、費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上されているか。（発生主義）		YES	NO	所見
		収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益が計算されているか。		YES	NO	所見
7	内部取引	内部取引は相殺消去されているか。	無	有 YES	NO	所見
8	預貯金・積立資産	残高証明書等により残高が確認されているか。	無	有 YES	NO	所見
9	徴収不能額	法的に消滅した債権又は徴収不能な債権がある場合、これらについて徴収不能額が計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
10	有価証券	満期保有目的の債券以外の有価証券で、市場価格のあるものは、時価で計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
		満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定されているか。（なお、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。）	無	有 YES	NO	所見
		有価証券について、会計年度の末日における時価がその時の取得価額より著しく低い場合、当該有価証券の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価が付されているか。	無	有 YES	NO	所見
		上記以外の有価証券は取得価額で計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
11	棚卸資産	棚卸資産について、会計年度の末日における時価がその時の取得原価よりも下落した場合、時価が付されているか。	無	有 YES	NO	所見
12	経過勘定	経過勘定がある場合、前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含まれず、また、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映されているか。	無	有 YES	NO	所見
13	固定資産	有形固定資産は、定額法又は定率法のいずれかの方法に従い、無形固定資産は、定額法により、相当の減価償却が行われているか。	無	有 YES	NO	所見
		固定資産について、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産の有無を把握しているか。	無	有 YES	NO	所見
		固定資産について、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産がある場合、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価が付されているか。 ※ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる点に留意する。	無	有 YES	NO	所見

No.	勘定科目・項目等	確 認 事 項	残高等	チェック		
				有		
14	借入金	借入目的に応じた適切な勘定科目に計上されているか。	無	☒ YES	NO	所見
	債権債務の状況	借入金（理事長に委任されていない多額の借財に限る）は、理事会の議決を経て行われているか。また、借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであるか。		☒ YES	NO	所見
		借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されているか。		☒ YES	NO	所見
15	リース取引	リース取引（契約上賃貸借となっているものも含む）に係る借手である場合、ファイナンス・リース取引は、通常の売買契約に係る方法に準じて会計処理が行われているか。（なお、ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理することができる。）	無	☒ YES	NO	所見
		リース取引（契約上賃貸借となっているものも含む）に係る借手である場合、オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理が行われているか。	☒ 無	☒ YES	NO	所見
16	引当金	賞与引当金や退職給付引当金、その他将来の特定の費用又は損失で、発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる取引がある場合に、引当金として計上されているか。	無	☒ YES	NO	所見
		徴収不能のおそれのある債権がある場合、その徴収不能見込額が徴収不能引当金として計上されているか。	無	☒ YES	NO	所見
		独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度が利用されている場合、毎期の掛金が費用処理されているか。	無	☒ YES	NO	所見
17	基本金	基本金は社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を寄附の種類に応じて計上されているか。	無	☒ YES	NO	所見
18	国庫補助金等特別積立金	社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から補助金、助成金、交付金等を受領した場合、国庫補助金等特別積立金として積立てを行っているか。	無	☒ YES	NO	所見
		国庫補助金等特別積立金について、対象資産の減価償却費のその取得原価に対する割合に相当する額を取り崩しているか。	無	☒ YES	NO	所見
		上記取崩し額は、サービス活動費用の控除項目として、国庫補助金等特別積立金取崩額が計上されているか。 また、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損・処分損が計上される場合は、特別費用に控除項目として、当該資産に係る国庫補助金等特別積立金取崩額が計上されているか。	無	☒ YES	NO	所見
19	その他の積立金	その他の積立金は、理事会の決議を経た上で、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産が積み立てられているか。	☒ 無	☒ YES	NO	所見
		その他の積立金の積立は、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に行われているか。	☒ 無	☒ YES	NO	所見
		その他の積立金に対応する積立資産を取り崩す場合には、当該その他の積立金を同額取崩しているか。	☒ 無	☒ YES	NO	所見
		就労支援事業に関する積立金を計上している場合、各積立金の計上金額は、会計基準省令所定の要件を満たしているか。	☒ 無	☒ YES	NO	所見

No.	勘定科目・項目等	確認事項	残高等	チェック		
				有		
20	補助金	補助の目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上されているか。	無	☒ YES	NO	所見
21	寄附金	金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上されているか。	無	☒ YES	NO	所見
		経常経費に対する寄附物品は、取得時の時価により、経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益に計上されているか。	☒ 無	有		
				☒ YES	NO	所見
		土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品は、取得時の時価により、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上され、資金収支計算書には計上されていないか。	☒ 無	有		
				☒ YES	NO	所見
		共同募金からの配分金は、その配分金の内容に基づき適切な勘定科目に計上され、このうち基本金又は国庫補助金等特別積立金に組み入れるべきものは適切に組入れられているか。	☒ 無	有		
				☒ YES	NO	所見
		寄附金申込書、寄附金領収書（控）、寄附金台帳の記録は全て対応しているか。	無	有		
				☒ YES	NO	所見
22	共通支出（費用）の配分	共通支出（費用）の配分は、合理的な基準に基づき適切に行われているか。	無	有		
23	整合性	資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）は一致しているか。		☒ YES	NO	所見
		事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動増減差額は一致しているか。また、（うち当期活動増減差額）が、事業活動計算書の当期活動増減差額と一致しているか。		☒ YES	NO	所見
		貸借対照表の純資産の部と財産目録の差引純資産は一致しているか。		☒ YES	NO	所見
24	注記	該当する事項がない場合、項目名の記載が省略できる注記事項と項目名の記載が省略できない注記事項が区分され、省略できない事項において該当する事項がない場合には、「該当なし」と記載されているか。		☒ YES	NO	所見
		注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合性がとれているか。		☒ YES	NO	所見
25	社会福祉法人会計基準で示していない会計処理の方法が行われている場合、その処理の方法は、法人の実態等に応じて、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しているか。		無	有		
				☒ YES	NO	所見

- ① 「残高等」の欄については、該当する勘定項目等の残高がない場合又は「確認事項」に該当する事実がない場合は、「無」を○で囲みます。「確認事項」に該当する場合において、社会福祉法人会計基準に従って処理しているときは、「チェック」欄の「YES」を、社会福祉法人会計基準に従って処理していないときは、「チェック」欄の「NO」を○で囲みます。「所見」欄に関連する記載を行う場合には、「チェック」欄の「所見」を○で囲みます。
- ② 「NO」の場合は、「所見」欄にその理由等を記載します。また、「YES」であっても、改善すべき点があれば記載します。

所 見	
-----	--